

3. 強盗の罪

短答 72頁

(1) 強盗罪 (236)

ア 1項強盗罪 (236 I)

「暴行又は脅迫」を用いて「他人の財物」を「強取」すること

(ア) 「暴行又は脅迫」

- i 相手方の反抗を抑圧する程度の強度のものでなければならない
ただし、財物奪取の目的遂行の障害となり得る者に対して加えられれば足り、必ずしも財物を所持する者に加えられる必要はない(最判昭22.11.26)  司H22-18-イ
- ii 被害者を殺害する行為は、究極の反抗抑圧手段であるから、「暴行」に当たる(大判大3.6.24)

(イ) 「強取」

暴行・脅迫を手段として財物を自己又は第三者の占有に移すこと
(暴行・脅迫、財物奪取・利益移転との間に因果関係が必要)

(ウ) 既遂時期 司H22-8-イ

財物について、被害者の占有を排除し、行為者又は第三者の占有に移して確保した時だが、一般に窃盗罪に比べて既遂時期が早まるといわれる

∴ 被害者が反抗抑圧されているため、被害者側の支配の及ぶ領域内であっても、犯人において排他的支配を得たと認められる場合がある

ex. 暴行・脅迫の上で被害者の鞆を奪った後に、階段を2、3段下りたところで鞆を取り返された場合→既遂(札幌高函館支判昭27.11.24)

論点 「暴行又は脅迫」(236 I)の意義 司H20,H27,H28

問題 第37問 第39問

 70頁**事例 1**：脅迫的言辞とともにモデルガン突き付ける行為**事例 2**：ひったくり(最決昭45.12.22参照)  プレ3,司H19-15

問題の所在：「相手方の反抗を抑圧する程度」とは具体的にどのように判断するのか？

客観説 ( 最判昭23.11.18【百選Ⅱ38】、最判昭24.2.8) = 社会通念によって客観的に判断されるべき

→具体的には、具体的状況に即して、行為者及び被害者の人数、年齢、性別、性格、体格などから、犯行の時刻、場所、暴行・脅迫自体の態様、凶器使用の有無及びその種類・用法などのような各種の事情を総合的に考慮する

(事例の処理) 事例1、2ともに「暴行又は脅迫」に当たる可能性あり